

平成20年度
総合政策局関係
予算概算要求概要

平成19年8月

国土交通省総合政策局

目 次

I. 基本的考え方	1
II. 主要事項	2
1. 地域の活性化	4
2. 観光立国の実現	6
3. 建設流通システムの一体的な振興	12
4. 環境問題への対応	18
5. 我が国の国際競争力の強化	23
(1) 物流の円滑化	23
(2) 建設業の国際展開の支援	26
6. 少子・高齢化対策	28
7. 安全・安心の確保	30
8. 海洋立国の実現	34
◇ 建設機械整備事業	35
◇ 次期「社会資本整備重点計画」の策定	36
III. 平成20年度総合政策局関係予算概算要求総括表	37

I. 基本的考え方

国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整備や交通政策の推進等を担う国土交通行政は、国民の日常生活や経済活動にとって欠くことのできないものであり、総合政策局は、こうした国土交通行政に係る総合的かつ基本的な施策の企画・立案等を推進している。

我が国を取り巻く社会経済環境は、本格的な人口減少・高齢化社会の到来、地球環境問題の深刻化、急速な経済のグローバル化、環境や美しさの重視など、大きく変化している。これらの変化に対応して、

- ・世界の成長と活力を我が国に取り込む基盤づくり
- ・自立した活力ある地域づくり
- ・地球環境時代に対応したくらしづくり
- ・安全・安心で豊かな社会づくり
- ・歴史・風土等に根ざした美しい国土づくりと観光交流

等を実現していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、平成20年度総合政策局関係予算については、これらの課題のうち緊急かつ計画的な対応を要する下記の事項に特に重点を置いて、所要の予算額を要求する。

- (1) 地域の活性化
- (2) 観光立国の実現
- (3) 建設流通システムの一体的な振興
- (4) 環境問題への対応
- (5) 我が国の国際競争力の強化
- (6) 少子・高齢化対策
- (7) 安全・安心の確保
- (8) 海洋立国の実現

また、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、平成20～24年度を計画期間とする次期「社会資本整備重点計画」を策定する。

総合政策局関係予算概算要求額

行政経費 209億円（対前年度比：1.51倍）

（うち、重点施策推進要望47億円）

Ⅱ．主要事項

1．地域の活性化

- 地域公共交通活性化・再生総合事業【新規】〈一部重点施策推進要望〉
- 地方における不動産証券化市場活性化事業

2．観光立国の実現

- 地域観光圏・広域観光連携圏域の形成支援等による国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの推進【新規】〈重点施策推進要望〉
- 観光産業のイノベーションの促進事業【新規】
- 観光まちづくり人材育成ネットワーク協議会【新規】
- ボランティアガイド人材育成事業【新規】
- ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト【拡充】
- 国際会議の開催・誘致の推進【拡充】〈重点施策推進要望〉
- 国内旅行需要創出・平準化の促進【新規】
- 観光庁の新設【新規】

3．建設流通システムの一体的な振興

- 建設業の活力回復の推進【新規・拡充】〈一部重点施策推進要望〉
- 中小不動産業者の高度化対応支援事業【新規】〈重点施策推進要望〉
- 建設業・不動産業におけるコンプライアンス確立等のための内部統制モデル作成・普及事業【新規】
- 下請取引適正化の推進【拡充】〈重点施策推進要望〉
- 海外インフラファンドを用いた新ビジネスモデル構築支援事業【新規】
〈重点施策推進要望〉

4．環境問題への対応

- マイカーからのCO₂排出抑制対策事業【新規】
- 「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合（仮称）」の開催
- アジア諸国における交通グリーン化推進事業【新規】
- 賃貸不動産における省エネ意識啓発の推進【新規】
- 海外プロジェクトにおける我が国のCO₂排出削減に資する事業(CDM)の形成促進調査経費【拡充】
- 建設リサイクル法等の検討調査経費【拡充】
- 建設分野における廃棄物系バイオマス利用促進【新規】

5. 我が国の国際競争力の強化

(1) 物流の円滑化

- 都市内物流効率化モデル事業【新規】
- 国際競争力強化のための物流施設整備に関するビジョンの策定【新規】
- ASEAN・インド物流インフラ整備計画策定事業【新規】
- 日ASEAN物流分野人材育成事業【新規】

(2) 建設業の国際展開の支援

- 我が国建設業の国際競争力強化経費【拡充】〈一部重点施策推進要望〉
- 途上国における日本ブランドによる官民協働型インフラ整備推進事業【拡充】

6. 少子・高齢化対策

- バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進【拡充】
- 国土交通行政における総合的な少子化対策の促進【新規】

7. 安全・安心の確保

- 飲酒運転根絶に向けた公共交通活用策【新規】
- 先端ICTを活用した安全・安心な交通システムの開発【新規】
- 災害時における公共交通情報システムの整備【拡充】
- 国土交通省行政情報システムの耐災害性強化のための整備【新規】
- 社会資本ストック劣化の影響及びその表示手法に関する検討【新規】
- 災害復旧のための建設機械の調達支援ネットワーク形成促進【新規】

8. 海洋立国の実現

- 無人の国境離島の保全・利活用の推進【新規】
- 効果的、効率的な海洋情報の収集・分析の推進【拡充】
- 領海及び排他的経済水域（EEZ）における海洋環境の保全の推進【拡充】

◇建設機械整備事業

- 建設機械施工の高度化推進

◇次期「社会資本整備重点計画」の策定

- 社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、平成20～24年度を計画期間とする次期「社会資本整備重点計画」を策定

1. 地域の活性化

○ 地域公共交通活性化・再生総合事業【新規】

＜一部重点施策推進要望＞（交通計画課）

要求額 3, 000 百万円

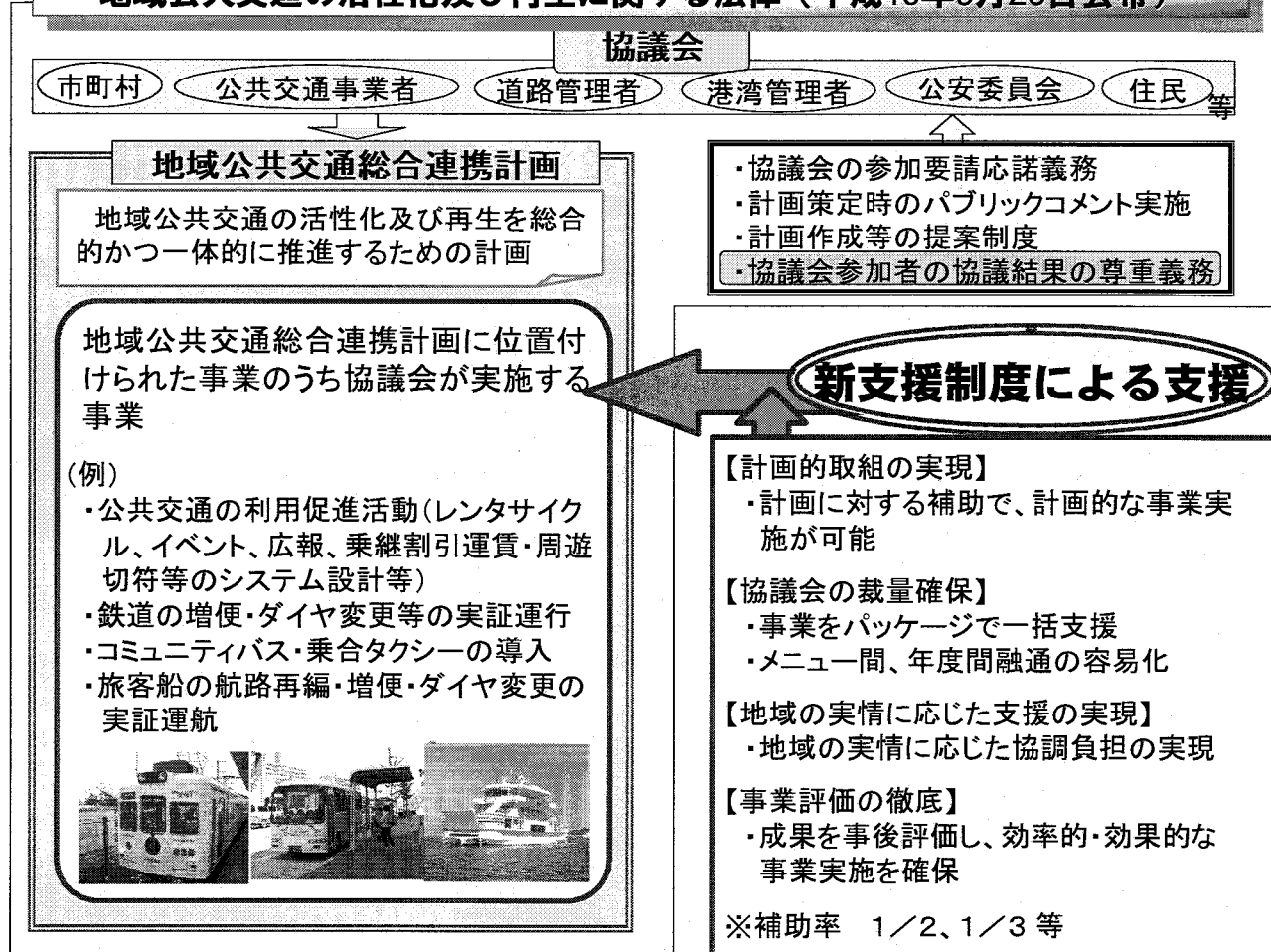
地域公共交通活性化・再生法の趣旨に基づき、関係自治体、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して、自主的・積極的に取り組む地域を重点的に支援する。

＜内 容＞

地域公共交通活性化・再生法は、本年 10 月より施行される予定であり、地域における合意形成、合意に基づく取組みの確実な実施のための環境整備が図られる。

この法律を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道・バス・旅客船等の事業をパッケージで地域の協議会に対し一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日公布）



○ 地方における不動産証券化市場活性化事業

(不動産業課)

要求額 1 2 5 百万円

※土地・水資源局と連携

不動産証券化の社会実験等を通じて、地方における不動産証券化に関するノウハウの蓄積及び普及・促進並びに人材育成を図り、地方不動産証券化市場の裾野の拡大を実現することにより、土地の流動化及び地域経済の活性化を促す。

<内 容>

平成19年度事業検討報告書等を題材とした地方の事業者等を対象とする普及・啓発事業（ケーススタディ等）、実際に不動産証券化ファンドを組成する社会実験等を行う。

地方における不動産証券化市場活性化事業

◇ 地方における不動産証券化に関する講習会の支援や不動産証券化ファンド組成の社会実験を実施し、地方における不動産証券化手法のノウハウ蓄積と人材育成を図ることによって、土地の流動化及び地域経済の活性化を図る。

- ・不動産証券化手法は、土地の流動化及び地域経済の活性化のための有効な手法
- ・しかし、地方においては、証券化の実績が乏しく証券化手法のノウハウが蓄積されていない

地方における不動産証券化市場活性化事業の展開

不動産の証券化に関する講習会

◇地方の中小不動産業者・不動産鑑定士等を対象に、平成19年度事業検討報告書等を題材とした普及・啓発事業（ケーススタディ等）を実施

地方の中小不動産業者・不動産鑑定士等

社会実験の実施

◇開発型、地域資金の活用等の類型を対象に、実際の不動産をベースにしたファンド組成計画案件を募集
◇応募者に対して専門家によるアドバイス等の支援を実施し、その内容を報告書化
◇計画書に沿ったファンドの組成過程を報告書（各種契約書、ER、鑑定評価書等を含む。）化

報告書

公開

2. 観光立国の実現

(1) 背景

平成18年12月 観光立国推進基本法成立

観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題と位置付け

平成19年6月 観光立国推進基本計画 閣議決定

政府は、一体となって施策を推進し、観光立国推進基本計画に定められた観光立国に関する数値目標を実現する責務を負う。

①5つの基本的な目標を設定

1. 訪日外国人旅行者数を**1,000万人**にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする。

733万人 ⇨ 1,000万人
(平成18年) (平成22年)

2. 日本人の海外旅行者数を**2,000万人**にする。

1,753万人 ⇨ 2,000万人
(平成18年) (平成22年)

3. 国内における観光旅行消費額を**30兆円**にする。

24.4兆円 ⇨ 30兆円
(平成17年度) (平成22年度)

4. 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を年間**4泊**にする。

2.77泊 ⇨ 4泊
(平成18年度) (平成22年度)

5. 我が国における国際会議の開催件数を**5割以上**増やす。

168件 ⇨ 252件
(平成17年) (平成23年)

②上記の目標を達成するため、4つの施策の柱を基に、具体的な取り組みを推進

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
3. 国際観光の振興
4. 国内外からの観光旅行の促進のための環境の整備

(2) 具体的な施策

① 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- 地域観光圏・広域観光圏の形成支援等による国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの推進【新規】 <重点施策推進要望>
(観光地域振興課、観光資源課、観光事業課)

要求額 1, 187 百万円

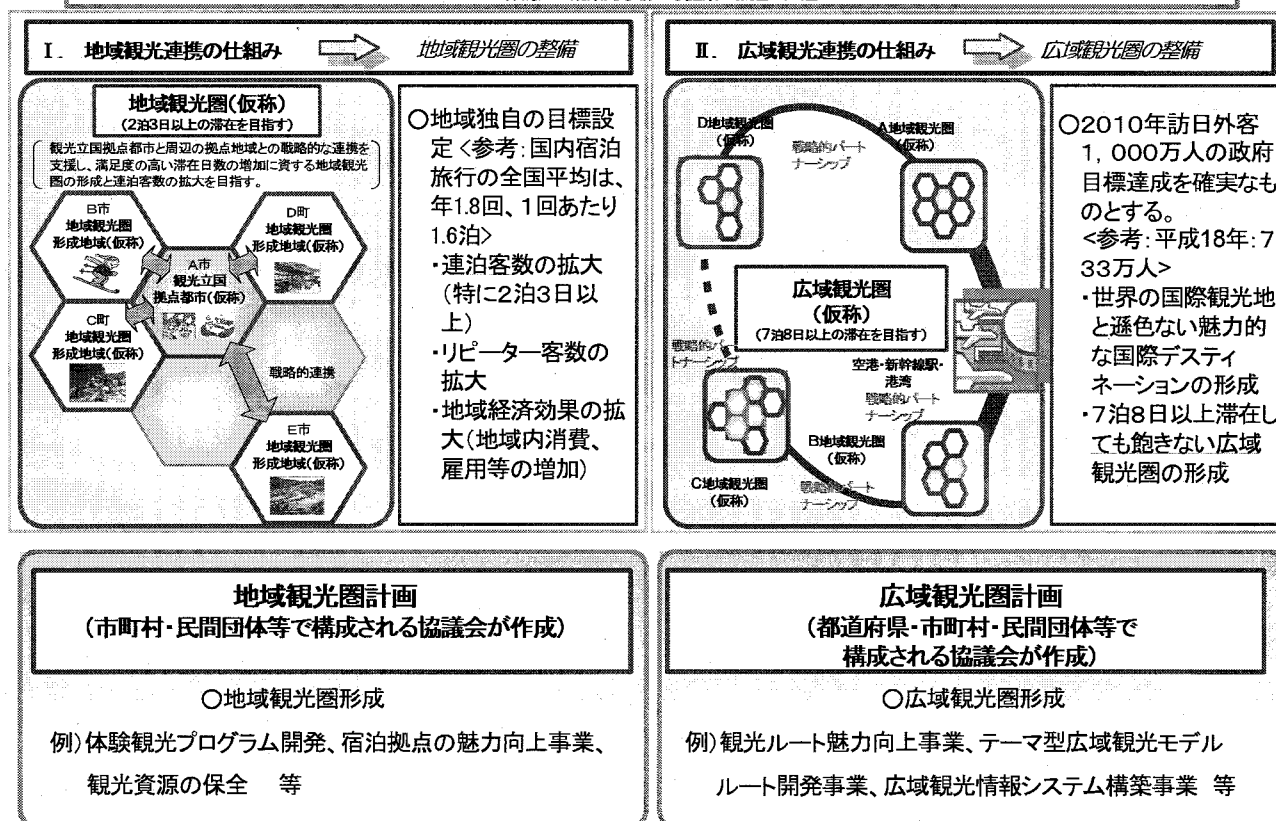
観光交流人口の拡大による自立的な地域経済の確立を図るため、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進する。

<内 容>

訪日外国人旅行者の受け皿となる国際競争力の高い観光地を効果的に形成するための地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組みを総合的に支援するとともに、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の行程で回遊することができる地域観光圏（仮称）及び各観光地を広域的にネットワーク化した長期滞在が可能な広域観光圏（仮称）の形成のための取組を強力に支援する。

国際競争力のある観光地の整備促進

— 体的かつ効果的な新たな施策の推進・加速 —



②観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

○ 観光産業のイノベーションの促進事業【新規】

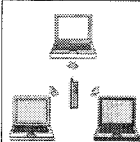
(観光事業課)

要求額 80百万円

観光産業の新たなビジネスモデルを構築し普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。

○ イノベーションの例－客室稼働率の向上、業務の共同化・効率化

・バーチャル旅館による共同販売



ネット上に仮想旅館を構築し共同販売。空室状況の一元管理により、相互に稼働率アップ。

・環境にやさしい旅館

「エコ・ブランド旅館」



複数旅館でアメニティ、リネンの合理化(マイ箸、マイ歯ブラシの推奨、浴衣・タオルの省略等)

○ 観光まちづくり人材育成ネットワーク協議会【新規】

○ ボランティアガイド人材育成事業【新規】

(観光資源課)

要求額 43百万円

近年、全国各地において、地域レベルで観光まちづくり人材を育成する取組が行われ始めていることを踏まえ、さらなる促進を図るため、観光まちづくり人材育成に関するネットワークを構築する。

また、訪日外国人旅行者のニーズや新しい旅行形態に対応するため、ボランティアガイドの育成を行う。

観光まちづくり人材育成ネットワーク協議会

他地域における人材育成の取組内容に関する情報が共有化されておらず、自らの取組みの方向性の妥当性について検証することが困難

観光まちづくり人材育成ネットワーク協議会を立ち上げ、以下の取組を通じて、各地域における観光まちづくり人材育成を促進する。

- ① 先進事例に関する情報の共有、
- ② 人材育成における問題点の抽出、
- ③ 国とのネットワークの構築による必要な情報の提供等

ボランティアガイド人材育成事業

観光立国
推進基本
計画

ボランティアガイドの数を平成23年までに概ね5割増やして47,000人とすることを目標。

以下の取組によりボランティアガイド育成を図る。

- ① ボランティアガイドの団体が新規会員を獲得するためのボランティアガイド広報・普及啓発用リーフレットの作成
- ② ボランティアガイド用のバッジの意匠の作成
- ③ 表彰制度の創設
- ④ ボランティアガイド希望者等に対する研修会等の実施

③国際観光の振興

- ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト【拡充】
- 国際会議の開催・誘致の推進【拡充】 <重点施策推進要望>
(観光経済課、国際観光課、観光地域振興課、情報政策課企画室)

要求額 4, 256百万円

訪日旅行者の満足度を高めリピーター化を促進すべく、国際観光振興の更なる展開を図るため、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組むほか、ICカードの共通化・相互利用化などの旅行者の利便性の増進を図る。あわせて、国際会議の開催・誘致を推進する。

<内 容>

○訪日旅行の選択を定着させ、訪日リピーターを増加させるため、以下の取組みを推進する。

- ・我が国の観光魅力の更なる発信強化・拡大

北京オリンピックなどを活用した日中韓における観光交流拡大の取り組みや北海道洞爺湖サミットを契機とした観光魅力の発信等

- ・ICカードの共通化・相互利用化

関係者の合意形成や実証実験の実施

等

ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト

- ① ビジット・ジャパン・キャンペーンは5年目に入り、訪日旅行の選択を定着させ、リピーター化を働きかける段階。
- ② 観光立国推進基本計画の目標達成のためには、訪日外国人旅行者数の持続的な増加に向けての取組みが必要。
⇒ 訪日旅行の満足度を高め、訪日リピーターを増加させるための取組みが必要。

旅行者の満足度の向上

外国人旅行者の潜在需要の顕在化

外国人旅行者の交通機関を利用した移動実態や宿泊実態を明らかにし、満足度向上に向けた潜在需要の顕在化を図る。

- 外国人旅行者の旅行実態調査事業

個人旅行者の増加に対応した交通機関の利用環境の改善・向上

交通事業者による訪日外国人旅行者をターゲットにした取組みを促すための条件を整備。

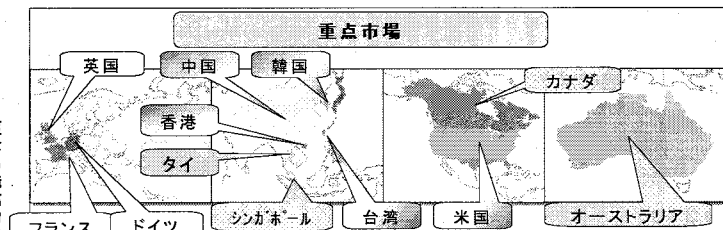
- 交通結節点におけるシームレスな連携
案内環境整備 調査事業

安全、容易な個人旅行を実現する社会システムの構築

外国人が真に制度的、物理的、心理的に抵抗なく日本において旅行を楽しめるようにするための条件を整備。

- ①ICカードの共通化・相互利用化のための調査事業
- ②外国語によるワンストップインターネット予約システム導入に向けた環境整備のための調査事業

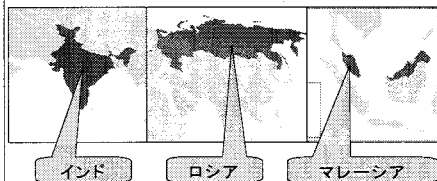
更なる発信力の強化・拡大



12の重点市場ごとの特性を踏まえつつ、メディア招請、エージェンツ招請、旅行博出展、広告宣伝、青少年交流、姉妹都市交流、文化・スポーツ交流等の観光プロモーション事業を実施。20年度は、特に以下の視点に力点を置く。

- ① 体験型、滞在型、広域周遊型旅行形態の発信
- ② 日中韓三国における観光交流拡大の取組み(北京オリンピックの活用等)
- ③ 洞爺湖サミットを契機とした観光魅力の発信

新興市場



訪日観光需要の潜在力のある有望新興市場であるインド、ロシア、マレーシアについて、モニター調査等、戦略的な市場調査を積極的に実施。

国際会議開催・誘致の推進

国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム

- ① 2011年までに主要な国際会議の開催件数5割増を目指すため、国際会議の誘致、開催を我が国の国家戦略として位置づけ、国、自治体、経済界、学界等の有する資源を集中投入して誘致・開催を推進。
② 具体的には、国を挙げた推進体制を整備し、誘致活動や開催・受入に関する支援を行う。

国際会議の開催・誘致は国際観光の振興と地域活性化に寄与

誘致・開催の促進

※赤字が重点施策推進要望枠の要望箇所

○誘致活動に対する支援

決定権者に対する働きかけ等を行うために実施される説明会、レセプション等について、国土交通省が共催することにより支援

○国際会議の機会を活用した観光事業、交流事業等の実施促進

各府省庁が開催する国際会議において、開催地における観光資源をめぐる観光事業、市民との交流事業等について、国土交通省が共催することにより、その実施を促進

国際会議適地としての認知度向上プロモーション

- コンベンション見本市出展 ○キーパーソン招請
- 誘致希望者との商談会 ○広告宣伝 ○ツール作成

誘致・開催に係るソフトインフラの整備

- 誘致戦略・開催運営マニュアルの作成
- 会議開催情報・ベストプラクティスのデータベース化
- 開催都市向けセミナーの開催
- 誘致・運営に係る人材に対する研修

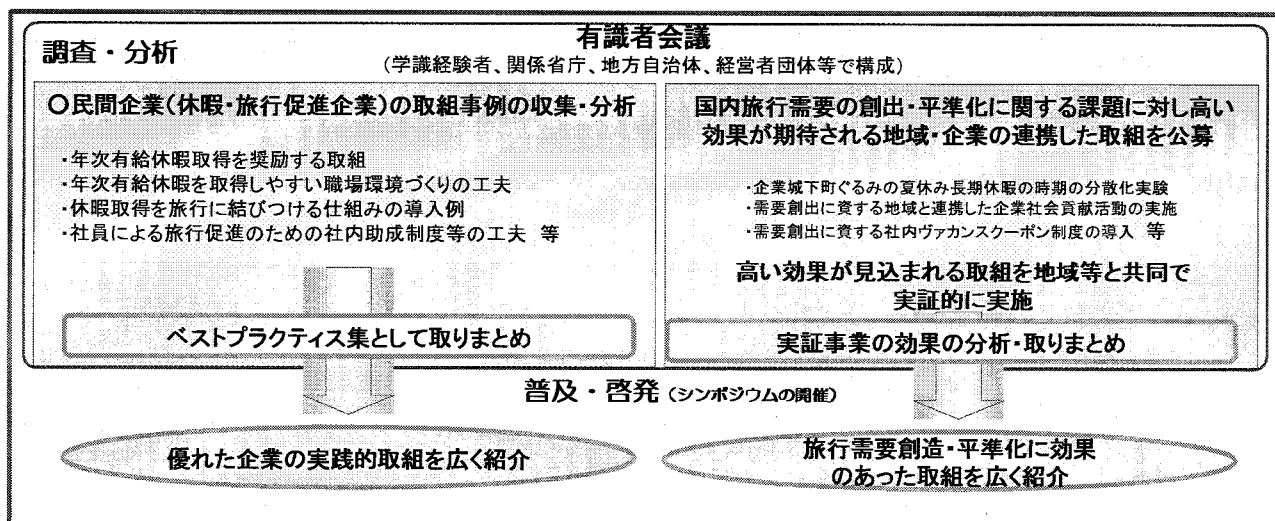
④観光旅行促進のための環境の整備

○国内旅行需要創出・平準化の促進【新規】

(観光地域振興課)

要求額 75百万円

旅行需要の平準化や休暇取得の促進などの課題の解決に資する具体的な取組を実証的に実施し、国内旅行需要の創出・平準化への課題の解決方策を検証する。

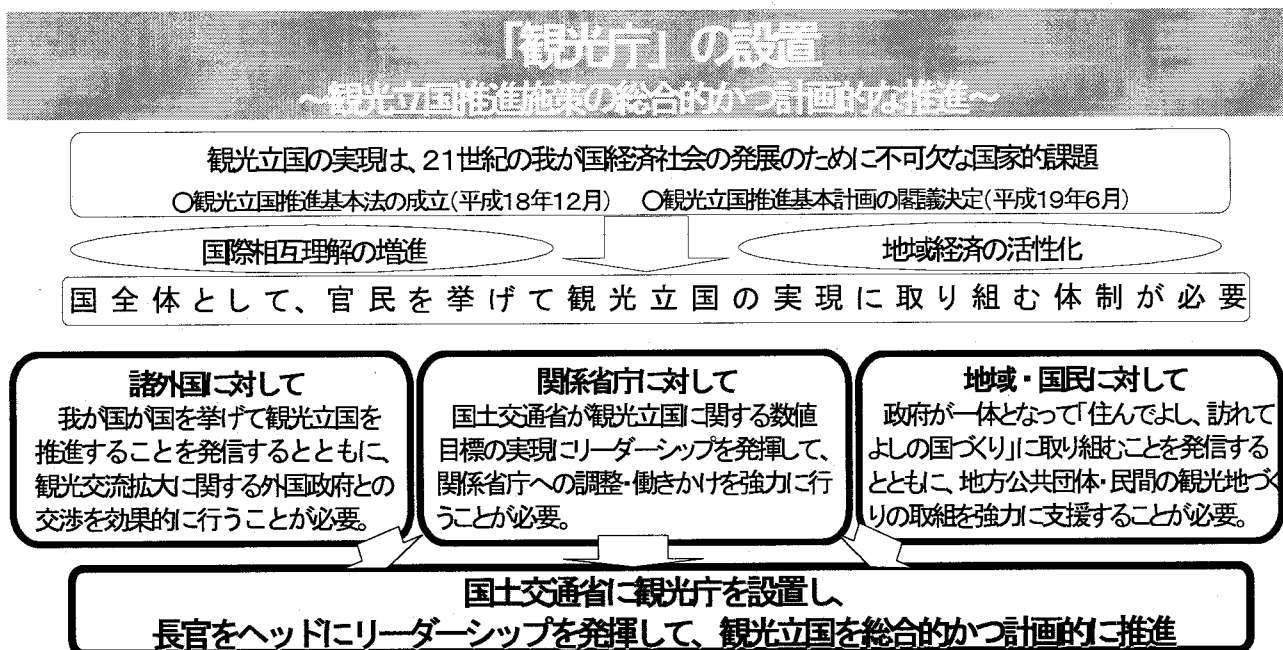


(3) 観光立国実現に向けた総合的な取り組み体制の強化

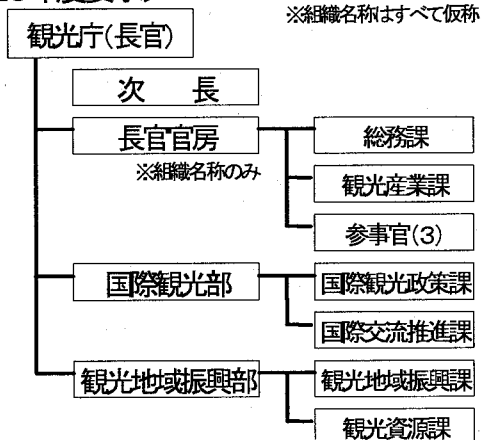
○ 観光庁の新設【新規】

(観光政策課)

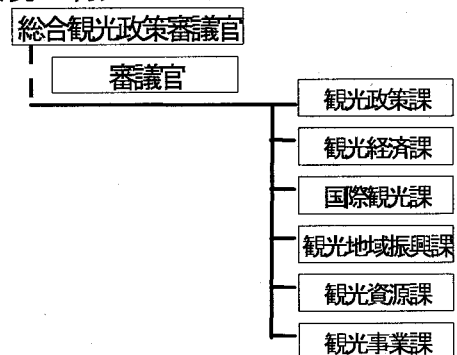
本年6月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を着実に実施し、観光立国の推進を強力に進めていくため、国際観光推進や観光地域振興などの中核的な業務を担いつつ、各省庁の施策の一層の連携を促すための組織を整備することとし、「観光庁」を国土交通省に設置する。



<H20年度要求>



<現 行>



3. 建設流通システムの一体的な振興

○ 建設業の活力回復の推進【新規・拡充】

＜一部重点施策推進要望＞ （建設市場整備課、建設業課）

要求額 2, 1 2 3 百万円

建設投資の急激な減少を受けた建設業界の過剰供給構造、談合廃絶への社会的要請、建設生産物の品質の確保や将来の担い手不足に対する懸念などを受けて、産業構造の転換や対等で透明な建設生産システムへの改革及び将来を担う人材の確保・育成など建設業の「構造改革」を推進し、建設業の活力回復を図る。

＜内 容＞

①法令遵守の徹底

要求額 3 5 4 百万円

下請取引の適正化や不良・不適格業者の取締り強化等建設業における法令遵守の徹底の必要性が高まっていることを踏まえて、建設業法執行機関間のネットワークシステムの構築、建設業におけるコンプライアンスに適した内部統制システムの研究、法令遵守に関する広報の充実等により、公正な競争基盤の確立を図る。

②生産性向上のための取組＜重点施策推進要望＞

要求額 5 6 9 百万円

他業種に比べて低い水準にある建設業の労働生産性を向上させるため、主たる活動領域である施工分野から、川上である設計・企画や川下である維持管理分野等、施工以外の新たな分野にフィールドを広げていくことが求められている。これらの分野への進出に関する先導的なモデル事業を広く普及・啓発することにより、建設業の生産性を向上させ、地域の経済社会の活性化を図る。

③経営基盤の強化の推進

要求額 8 0 0 百万円

建設投資の減少により厳しい経営環境に直面している中小・中堅建設業者の経営革新に向けた取組を促進するため、ワンストップサービスセンター事業の拡充による新分野進出等のための充実したサービスの一元的な提供、債務保証制度の拡充による経営革新・企業間連携等に必要とされる資金調達の円滑化等により、再編等経営基盤の強化の取組を促進する。

④入札契約制度改革等の推進

要求額 150 百万円

公共事業における談合廃絶への社会的要請の高まりを受け、「脱談合」時代に対応した対等で透明な新しい建設生産システムへの改革を推進するため、CM方式等多様な調達手段の活用に関する調査検討、経営事項審査改正の影響に関する調査検討等を行い、技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革を推進する。

⑤共通基盤の整備

要求額 80 百万円

中小企業等の生産性向上などの課題に対応する基盤づくりを図るため、中小・中堅建設業者における電子商取引環境の構築等によりIT化を促進する。

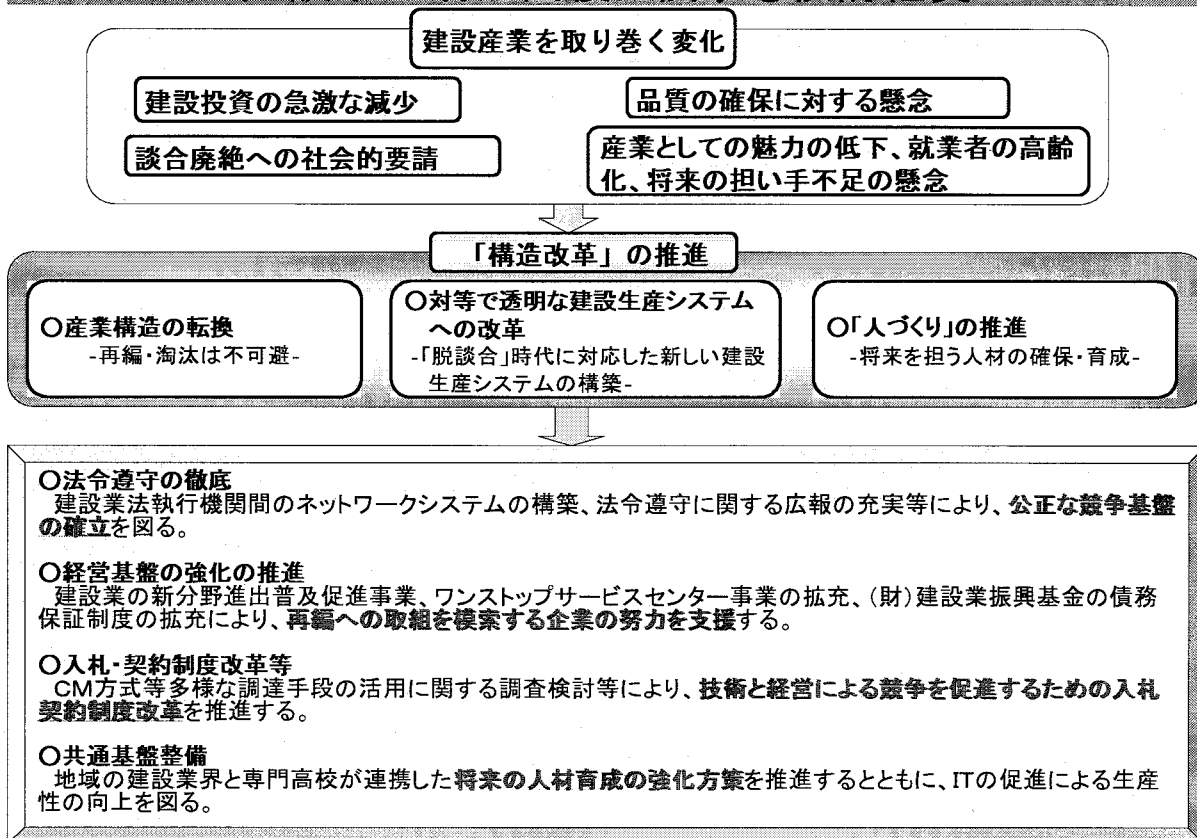
また、人材の確保・育成、技術力の維持向上に向けた施工技術及び体制の調査検討等を行い、ものづくり産業を支える「人づくり」を推進する。

⑥専門高校と連携した将来の人材を育成する取組の強化

＜重点施策推進要望＞ 要求額 170 百万円

将来の建設産業を支える優秀な人材の不足に対する懸念が高まっていることを踏まえて、建設技能者による生徒への実践的指導など、地域の建設業界と工業高校等の専門高校が連携して行う取組に対し、モデル事業として支援することにより、将来の人材の育成を図る。〔文部科学省との連携施策〕

建設業の活力回復に関する検討経費



○ 中小不動産業者の高度化対応支援事業【新規】

＜重点施策推進要望＞ （不動産業課）

要求額 100百万円

大手事業者と生産性において格差のある中小の不動産業者について、新規事業形態の展開による事業の高度化や人材の高度化による生産性の向上を支援し、不動産業界全体の底上げを図るための環境を整備する。

＜内 容＞

中小の不動産業者について、新規事業形態の展開や他業種との連携による事業の高度化や人材の高度化に向けた支援を行うため、先進事例の普及のための講習会の実施支援、新規事業の実施支援（モデル事業として実施）を行い、その実施結果を公表するほか、意欲がある中小業者の参考となるよう幅広く周知啓発を行う。

中小不動産業者の高度化対応支援事業

○ 不動産の事業形態の高度化・消費者ニーズの多様化

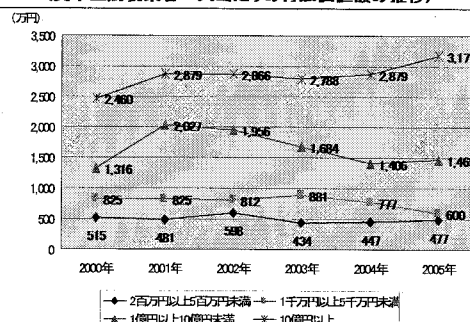
- ・不動産証券化等の新規分野の出現
- ・付加価値提供型の新規ビジネスモデルの出現

⇒ 大手業者と中小業者の生産性の格差拡大

不動産業界全体の生産性の底上げのためには、

意欲のある中小業者の **事業の高度化** **人材の高度化** が必要

（資本金別就業率一人当たりの付加価値額の推移）



中小不動産業者の高度化対応支援事業の実施

- ① すでに実施している事例の普及のための講習会やフォーラム等のPR事業の実施支援
- ② 新規分野への進出に意欲がある中小業者による新規事業の実施支援（モデル事業の実施）

成果の活用

- 事業実施者の立場からの成果や教訓を報告書としてとりまとめ、公表することにより、個々の業者の意欲やニーズに応じた事業展開が可能に。
- 業界団体が実施する講習・研修等で成果を活用し、中小業者に幅広く周知啓発。

【モデル事業の例】建設業者との連携による事業展開

● 校舎の公益性を重視した再生事業

統合により廃校となった校舎を不動産業者が区から一括賃借し、SOHO等向けのコンバージョン(用途変更)を実施。
その際、建設業者と連携し、その専門的な知識を活用することにより、建物の状況や顧客ニーズに応じた改修を行い、物件の価値を引き上げ。



○ 建設業・不動産業におけるコンプライアンス確立等のための内部統制
モデル作成・普及事業【新規】
(建設業課、不動産業課)

要求額 80百万円

建設業・不動産業を含む一貫した建設生産システムに対する国民の信頼を回復し、業界のコンプライアンスを確立するため、建設業・不動産業共通に有効な手法としての「内部統制」に着目し、調査・検討を行うとともにそのモデルを作成し普及を図る。

<内 容>

①中小建設業者のコンプライアンスに適した内部統制システムの研究

下請取引の適正化等建設業における法令遵守の徹底の必要性が高まっていることを踏まえ、中小建設業者でも導入が可能な内部統制モデルを作成し、その普及を図ることにより、全国52万の建設業者の99.4%を占める中小建設業者のコンプライアンス体制の整備を促進し、公正な競争基盤の確立を図る。

②不動産業者における暴力団排除、マネーロンダリング対策等の取組体制の確立

不動産業者が暴力団排除やマネーロンダリング対策等の法令等に基づく措置を適確かつ円滑に実施し、業界全体のコンプライアンスを確立するため、事業者間での情報共有体制の構築に向けた検討を行い、その成果を業界団体を通じて実施に移す。

③不動産投資市場における関連業者の内部統制モデルの作成・普及

不動産投資市場における違法・不当行為を防止し、健全な市場を構築するため、不動産投資ファンド会社、管理会社等の関連業者の業態・規模に応じた内部統制のあり方を調査検討し、内部統制モデルとして作成・普及させる。

建設生産物の品質・取引の安全及び業界の信頼の確保

1. 中小建設業者のコンプライアンスに適した内部統制システムの研究

建設業者の99.4%を占める中小建設業者における法令遵守を推進するため、中小建設業者であっても導入可能な内部統制モデルを検討・公表・普及。

2. 不動産業者における暴力団排除、マネーロンダリング対策等の取組体制の確立

不動産業者による暴力団排除やマネーロンダリング対策等の法令等に基づく措置の適確かつ円滑な実施を図るため、事業者間での情報共有体制の構築に向けた検討を行い、その成果を業界団体を通じて実施に移す。

3. 不動産投資市場における関連業者の「内部統制モデル」の作成・普及

業態に応じた内部統制のあり方を調査・検討し、「業態に応じた内部統制モデル」として作成・普及。

○建設業・不動産業を含む一貫した建設生産システムに対する国民の信頼を回復し、業界のコンプライアンスを確立

○ 下請取引適正化の推進【拡充】 <重点施策推進要望> (建設業課)

要求額 53 百万円

建設業法令遵守違反に対する取締り強化への社会的要請が高まっている中、元請・下請間の代金支払等取引関係の適正化を通じて、建設業における法令遵守の徹底を推進していくことにより、公平・公正な競争基盤の確立を図り、建設業の活力回復に寄与する。

<内 容>

下請代金支払状況等に係る実態調査の調査件数を増加させることにより、建設業法令違反に対する幅広い取締りを行うための端緒情報の収集を強化する。

また、従来より実施している元請業者への立入調査等に加え、新たに下請業者に対しても立入調査等を実施する。これにより、元請・下請間の事実確認の照合が可能となり、建設業における法令違反行為に対する確実な取締りを遂行する。

下請取引適正化の推進

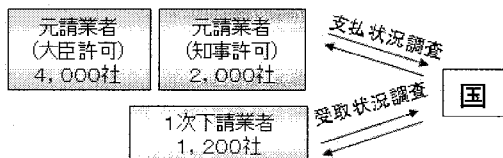
建設業法令違反行為に対する取締り強化への社会的要請

- 建設業法の一部改正(平成18年12月)
- 成長力底上げ戦略推進(基本構想)(平成19年2月)
- 建設産業政策研究会の最終報告(平成19年6月)
- 経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月)

I 書面調査の強化による幅広い端緒情報の収集

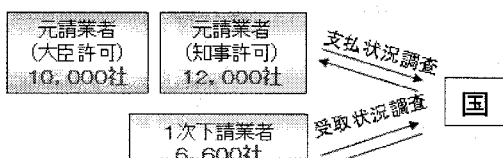
平成19年度調査

元請:6,000社、下請:1,200社について、下請契約の締結状況や下請代金の支払状況等の実態を調査



平成20年度調査

元請:22,000社、下請:6,600社について、下請契約の締結状況や下請代金の支払状況等の実態を調査



II 支払い状況等実態調査結果に基づく立入調査の強化

◆H19年度まで: 元請業者に対して立入調査を実施(約900件)

◆H20年度から: 元請業者への立入調査だけでなく、

下請業者へのヒアリング調査等を実施(約1,800件)

事実確認の照合を行うことにより、悪質な元請業者による隠蔽情報のキャッチ

書面調査の強化・立入調査の強化により、法令違反行為に対する確実な取締りを遂行

○ 海外インフラファンドを用いた新ビジネスモデル構築支援事業【新規】
 ＜重点施策推進要望＞（国際建設室）

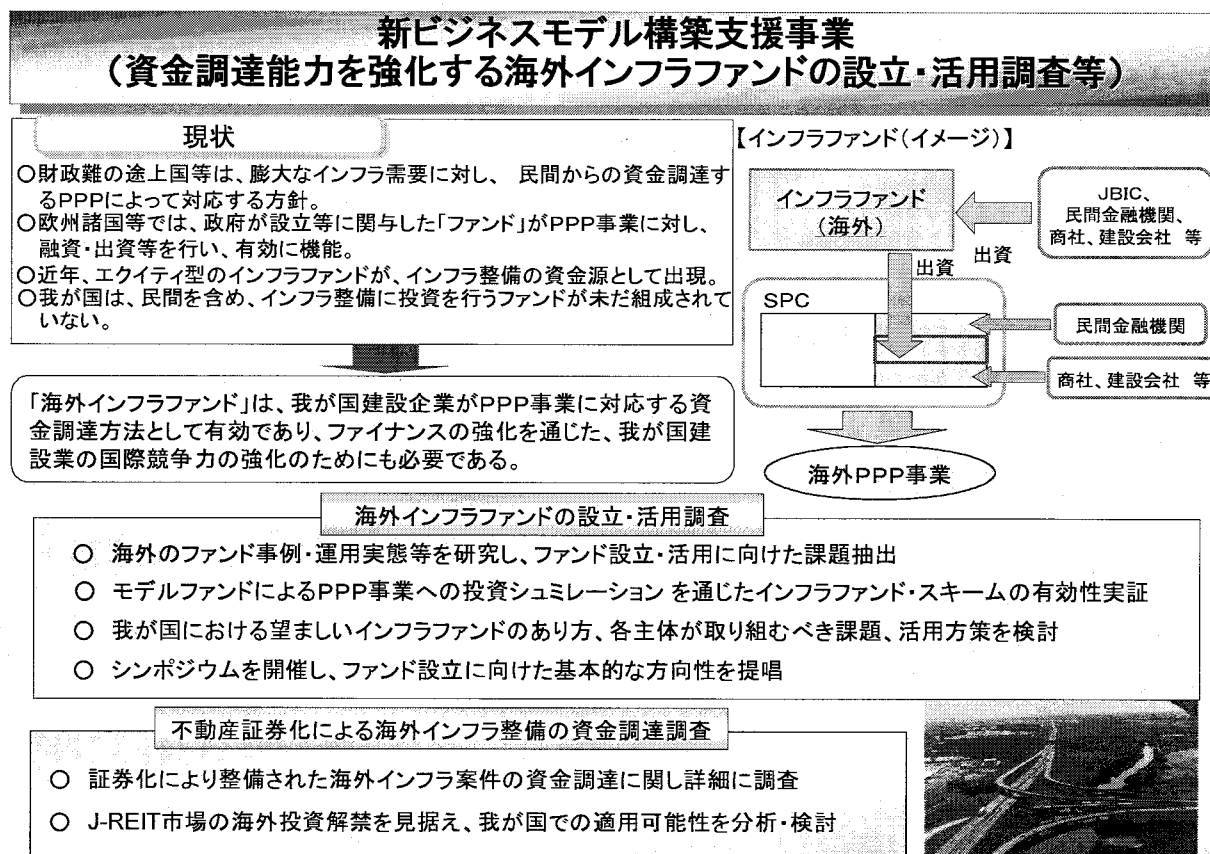
要求額 30 百万円

PPP 事業など新たなビジネスモデルの構築に際し、ネックとなるファイナンス力の強化を図り、我が国建設業の国際展開を促進する。

＜内 容＞

海外のインフラ事業に投資するインフラファンドの設立・活用を通じ、我が国建設業による海外での PPP 事業等のビジネスが進展するよう、投資シミュレーションを通じたファンドスキームの有効性の実証、我が国における望ましいインフラファンドのあり方等の検討、シンポジウムでのファンド設立・活用に向けた基本的な方向性の提唱等を行い、我が国建設業界の資金調達能力の強化を図る。

また、近年海外での活用が進む不動産証券化によるインフラ整備の資金調達について調査を行う。



米国・インディアナ州有料道路

4. 環境問題への対応

○ マイカーからのCO₂排出抑制対策事業【新規】

(環境政策課)

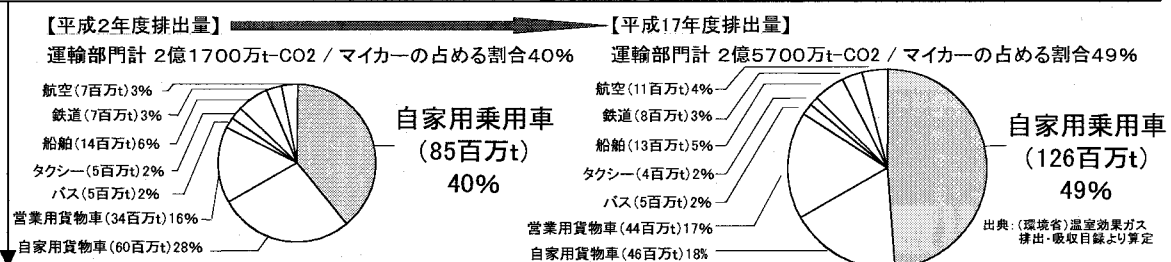
要求額 22百万円

運輸部門における温室効果ガスの排出抑制については、京都議定書の約束期間が平成20年度から始まることを踏まえ、京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)に基づき現在2億5,700万トン(平成17年度)である排出量を平成22年度には2億5,000万トンに抑制するため、抑制対策を着実に推進する必要がある。このような中で、運輸部門の約5割を占めるマイカーからの温室効果ガス排出量は、平成2年度に比して約1.5倍に増大しており、その対策が不可欠であることから、マイカーからの温室効果ガス排出抑制対策を推進する。

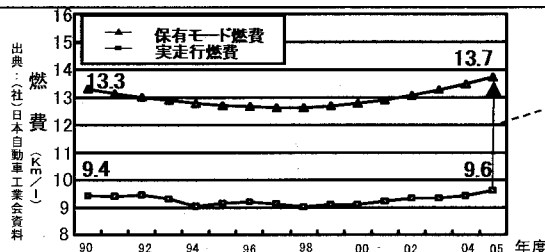
<内 容>

マイカーからのCO₂排出量を抑制するため、地域の関係者と連携してエコドライブの実施を促すインセンティブを設定する等によりエコドライブ実施の環境を整備するとともに、カーシェアリングの効用、先進事例等を情報提供することによりカーシェアリングの普及を推進する。

自家用乗用車(マイカー)からのCO₂排出量は、平成2年度の1.5倍に増大し、運輸部門におけるCO₂排出量の5割を占める。



マイカーからのCO₂排出量の抑制には、**燃費の向上**、**利用台数の抑制**が必要。
(マイカーからのCO₂排出量はマイカーの燃料消費量(=1台当たりの走行距離×燃費×台数)に比例)



実走行燃費を保有モード燃費に近づけるため、エコドライブの普及・推進が必要。

マイカーの共同利用を促進するため、カーシェアリングの普及・推進が必要。

マイカーからのCO₂抑制対策事業の実施

エコドライブの普及・推進

モデル地域を選定し、主婦や観光客というようにターゲットを絞ってインセンティブを設定する等により、一般ドライバーのエコドライブを普及・推進する。

カーシェアリングの普及・推進

カーシェアリングの効用、先進事例を情報提供することにより、マイカーの共同利用を促進する。

○「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合（仮称）」の開催
（国際企画室）

要求額 84百万円

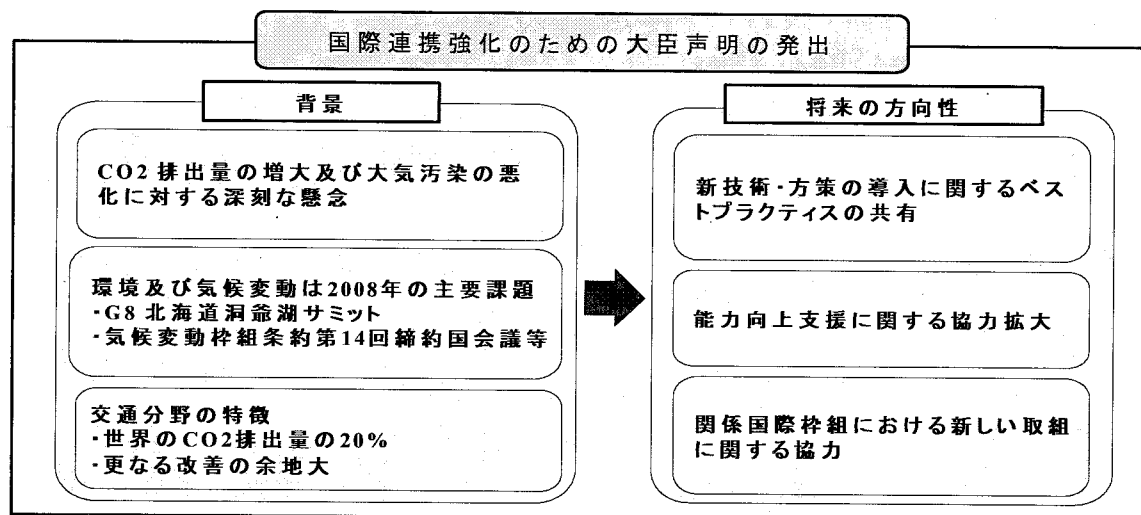
交通分野からの CO2 排出量は世界全体の約 2 割を占めるとともに、今後のモータリゼーションの進展等により、アジア諸国等における交通分野の CO2 排出量の急増及び大気汚染の深刻化が懸念されることから、我が国の経験を活かしてアジアを中心とした交通環境分野における国際連携の強化をリードすることにより、「21 世紀環境立国戦略」の実現に資する。

<内容>

2008 年秋頃、アジアの主要国を中心とした「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合（仮称）」を主催し、交通分野からの CO2、大気汚染の削減並びに省エネの促進に係る国際連携の具体的方向性に合意する。

交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合

- 開催時期：2008 年秋頃
- 開催場所：日本
- 招待国・機関：中国、インド、ASEAN、G8等の主要国及び関係国際機関
- 主催：国土交通省



○アジア諸国における交通グリーン化推進事業【新規】（国際業務室）

要求額 50百万円

アジア諸国における交通分野からの CO2 排出量の増加・大気汚染の深刻化に対応するため、陸・海・空の交通分野における能力向上支援を行う。

<内容>

自動車の基準・認証制度導入に関する人材育成を行うとともに、都市における公共交通の導入支援、港湾荷役機械の省エネルギー化、船舶着岸時の陸電供給、航空路・空域管理の効率化等について技術的な支援を行う。

○ 賃貸不動産における省エネ意識啓発の推進【新規】

(環境政策課、不動産業課)

要求額 40百万円

ビルオーナー、テナント、エネルギー事業者等の協同・協力による既存の賃貸不動産における省エネ対策を推進し、業務部門における地球温暖化防止に向けた取組の強化・加速を図る。

<内 容>

賃貸不動産において建物管理上の省エネ対策を進める上でビルオーナーとテナント等との協同・協力が不可欠であるため、モデルとして選定した賃貸不動産において、ビルオーナー、テナント、エネルギー事業者等で構成される協議会を設置し、建物単位での省エネ対策に向けた合意形成の手法や費用負担、メリット分配のスキーム等の検討を行い、その結果として抽出される解決方法やモデルについて普及啓発を行う。

賃貸不動産における省エネ意識啓発の推進

背景

- ・業務その他部門のCO2排出量が2005年度に44.6%の増加(1990年度基準年比)
- ・京都議定書目標達成計画の第1約束期間(2008～2012年度)に向けた取組強化(温室効果ガスの6%削減)

課題

- ・賃貸不動産の建物単位での省エネ対策を進めるにあたってはビルオーナーだけでは限界
- ・特にテナントとして入っている者の理解と協力が不可欠であり、協同の取組が必要

賃貸不動産における省エネ推進モデルの実施

省エネ対策協議会の開催

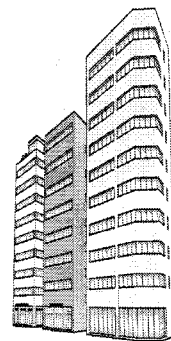
- ・ビルオーナー
- ・テナント企業
- ・エネルギー事業者等



省エネ推進のための協議会を開催して、省エネ対策に関するメリット、費用負担などについて検討し、検討結果を反映した省エネ対策を実施

賃貸不動産の省エネ対策

- ・エレベーターの間引き運転
- ・冷暖房の省エネ設定
- ・空調システムの効率化
- ・ビルの外断熱
- ・省エネ型照明の導入
- ・コージェネレーションシステムの導入等



モデル賃貸不動産における省エネについての取組を評価し、解決方法やモデルについての普及啓発を行う

○ 海外プロジェクトにおける我が国のCO2排出削減に資する事業（CDM）の形成促進調査経費【拡充】
（国際建設室、環境政策課）

要求額 40百万円

京都議定書第1約束期間（2008年（平成20年）～2012年（平成24年））の開始に向けて、我が国建設業が海外においてCO2排出削減プロジェクト（CDM）を本格的に実施し、我が国がCO2排出権を獲得することにより、京都議定書で約束された温室効果ガス6%削減の責務の達成を図る。

<内 容>

途上国での政策対話・現地調査などを通じて、我が国建設業の海外におけるCO2排出削減プロジェクト（CDM）事業形成の取組みを強化するとともに、地場建設業の持つ独自の環境技術の活用を図る。また、国交省や有識者により事業のアドバイスや評価の実施、国際会議の場を活用した国際的な理解促進、途上国や国内事業者に対するセミナーの実施など、事業促進に向けた環境を整備する。

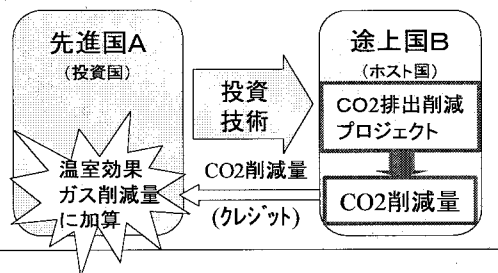
海外プロジェクトにおける我が国のCO2排出削減に資する事業（CDM）の形成促進

CDMとは...

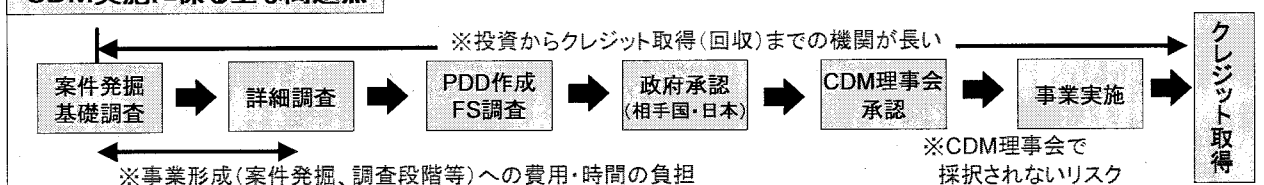
クリーン開発メカニズム（CDM）

京都議定書で新たに創設されたCO2排出権取引制度

先進国が途上国において温室効果ガスの削減プロジェクトを実施し、その結果生じたCO2削減量（クレジット）を先進国が獲得できる仕組み



CDM実施に係る主な問題点



第一約束期間内（～2012年）でのクレジット獲得を目指し、CDMプロジェクトの更なる増加が必要

課題

- ・投資からクレジット取得前の機関の短縮
- ・CDM理事会で採択されないリスクの減少

2007年度の取り組み

地場建設業を活用したCDM案件数の増加

- 小規模プロジェクト等を活用した CDM案件の裾野拡大
- 地場建設業が持つ環境技術と海外案件のマッチングによる、地場建設業の海外展開の促進

上記課題を解決するための取り組み

- 事業形成に係る期間短縮、費用負担及びCDM 理事会での採択に関するリスク等の軽減
- CDMアドバイザー、案件評価スキームの構築
- 社会資本整備分野におけるCDMの国際理解促進、認知

○ 建設リサイクル法等の検討調査経費【拡充】

(事業総括調整官室、建設業課)

要求額 4 5 百万円

建設リサイクルのより一層の推進を図るため、今年度実施する建設リサイクル法等の点検結果を踏まえ、分別解体マニュアルの策定等に関する調査検討を行う。

<内 容>

- ① 現場分別、解体コスト等の実態について把握するとともに、分別解体及び再資源化実施における品質管理の検討を行い分別解体マニュアルを策定する。
- ② 個々の現場の施工段階においてPDCAサイクルが十分機能する建設リサイクル促進計画の策定を促すための検討を行う。
- ③ 廃石膏ボードのリサイクルにおける課題及び促進策について検討を行い、「廃石膏ボードリサイクルの手引き (案)」を作成する。

○ 建設分野における廃棄物系バイオマス利用促進【新規】

(事業総括調整官室)

要求額 2 0 百万円

地球温暖化の防止及び循環型社会の形成を図るため、建設分野における廃棄物系バイオマスの効率的な利用に向けた調査検討を行う。

<内 容>

建設工事に伴い発生する建設発生木材や河川敷地の除草作業で発生する刈草、道路の植樹帯の維持管理に伴い発生する剪定枝葉について、バイオマス資源として位置づけ、社会全体で効率的に利用されるよう、建設分野における廃棄物系バイオマスの取り扱い手法を確立し、バイオマス利用促進マニュアルを策定する。

5. 我が国の国際競争力の強化

(1) 物流の円滑化

○ 都市内物流効率化モデル事業【新規】

(参事官(物流政策))

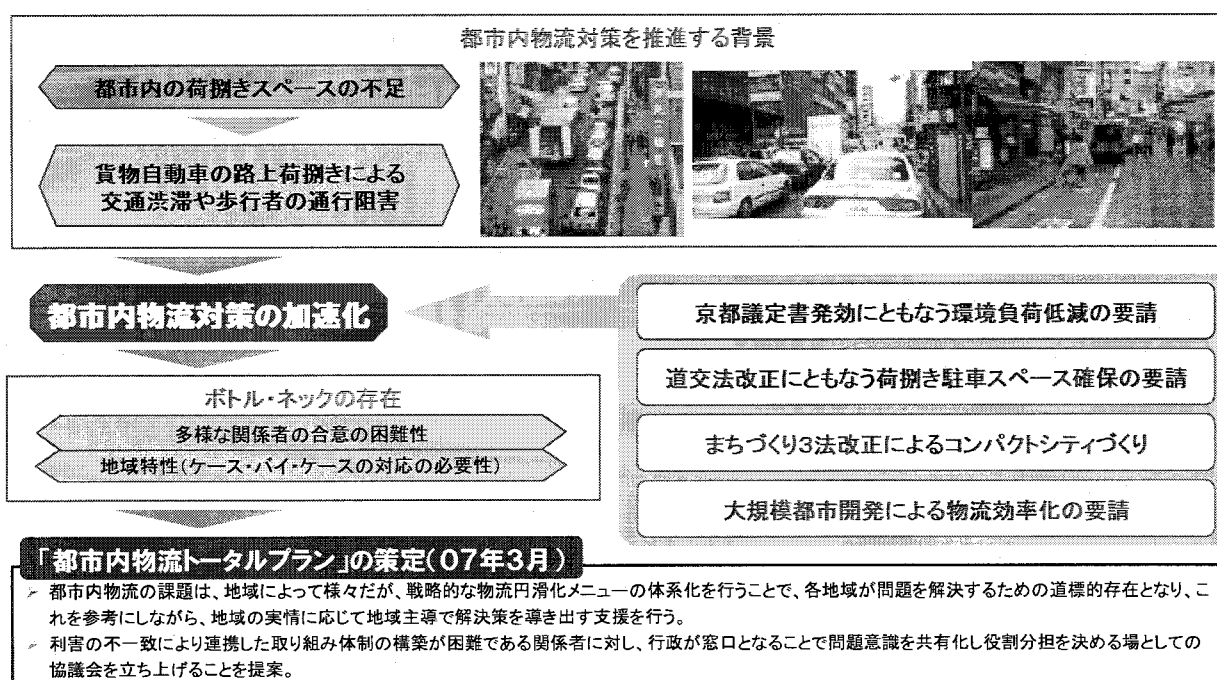
要求額 25百万円

都市内においては、貨物自動車の路上荷捌きが交通渋滞や歩行者の安全な通行の阻害要因となり、荷捌きスペースの不足に対する対応策が必要となっている。また、最近では平成18年6月から施行された改正道路交通法による駐車取締り強化により、この課題が更に大きなものとなっている。

都市内物流の効率化に向けた取り組みは、様々な関係者の協力が必要となることから荷主企業、物流事業者、地域住民、商店街関係者、ビル管理者、地方公共団体、国の地方支分部局等が連携して対応しなければならない。そのため、これら関係者が参画し、情報共有や議論ができる「協議会」等を設置し、地域の現況を踏まえた検討を行うことが重要である。

<内 容>

都市内物流の効率化を促進するため、地域の関係者が対応策の検討を行う場としての協議会等の設立や課題の抽出、解決策の検討のための調査等に対する支援を行う。



☞ 都市計画や物流システムの改善、環境改善などトータルな視点での取り組みが必要。

☞ 荷主企業、物流事業者、地域住民、商店街関係者など様々な関係者が連携して取り組むことが重要。

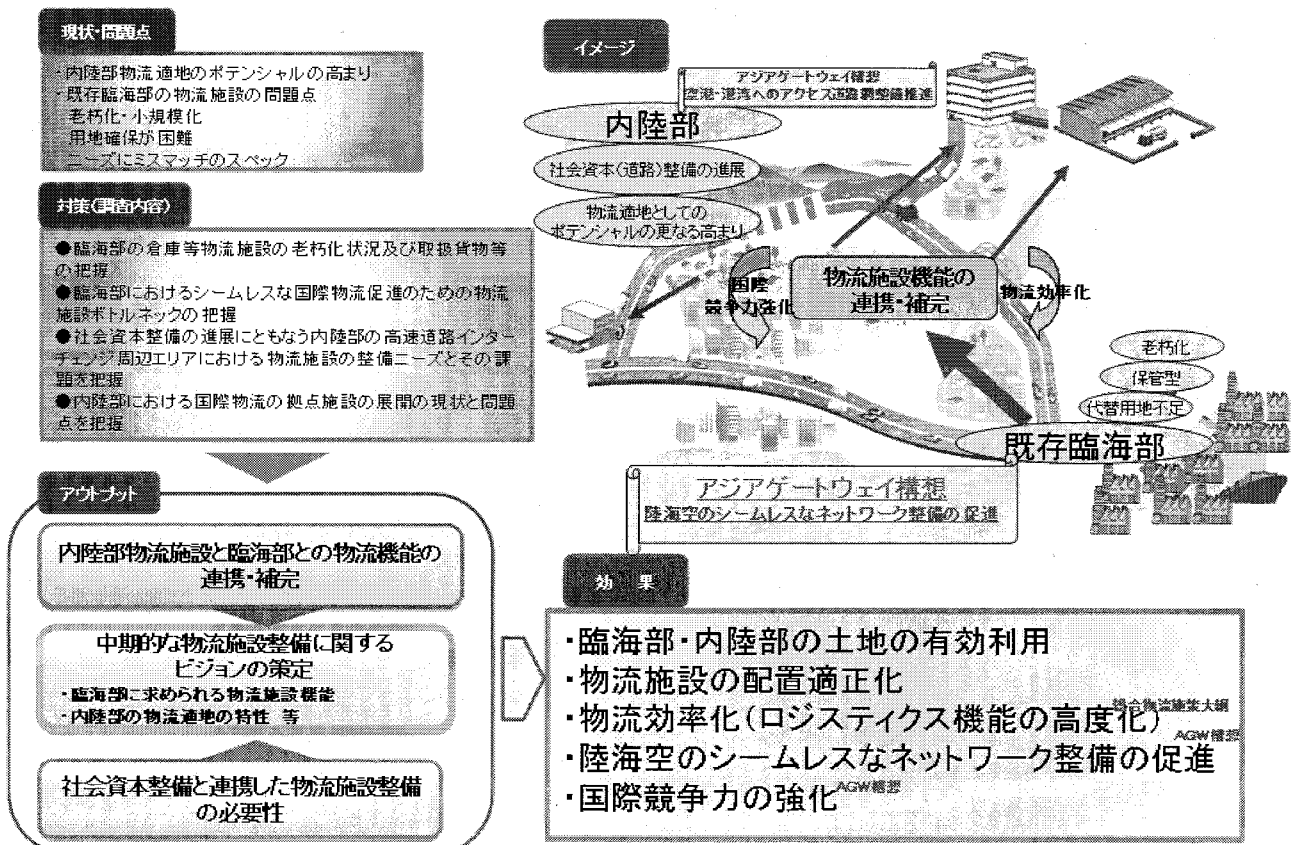
○ 国際競争力強化のための物流施設整備に関するビジョンの策定【新規】
(参事官(物流施設))

要求額 8百万円

既存臨海部における物流施設の老朽化等の問題や内陸部における交通ネットワーク整備の進展といった現状を踏まえ、臨海部及び内陸部の物流適地に高度なロジスティクス機能を有する物流施設の進展を促進することにより国内外一体となったシームレスな物流ネットワーク整備を促進し、ひいては我が国の国際競争力を強化する。

<内 容>

臨海部の持つ立地上の優位を活かした施設の整備を促進するとともに、社会資本整備の進展に伴いポテンシャルの高まっている内陸部の物流適地における物流機能の発揮を促進するため、臨海部と内陸部の物流施設の連携・補完に関する調査を行い、物流施設整備に関するビジョンを策定する。



○ ASEAN・インド物流インフラ整備計画策定事業【新規】（国際業務室）

要求額 41百万円

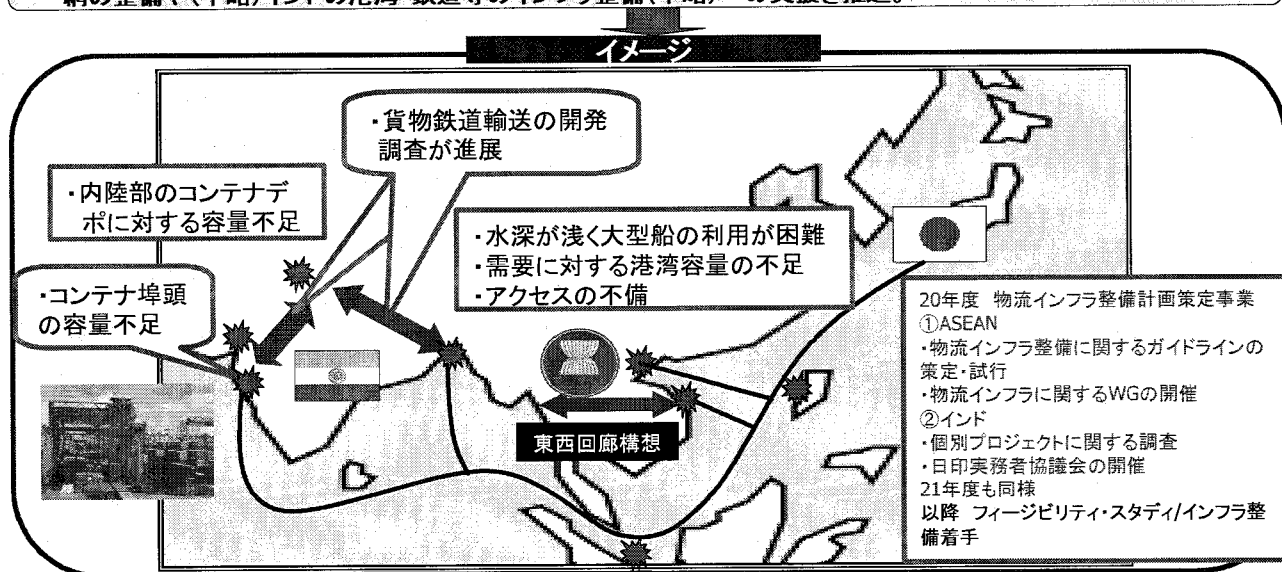
アジア全体を視野に入れた企業のサプライチェーン構築にあたってのボトルネック解消や地域の経済発展のため、ASEAN やインドの物流インフラ整備への支援を推進することにより、「アジア・ゲートウェイ構想」に位置づけられた「アジア全体の切れ目ない（シームレスな）物流圏の構築」の実現に資する。

<内 容>

急増する ASEAN やインドの国際物流をスムーズに捌くことができるよう、物流インフラに関するボトルネックの特定・改善方策を ASEAN 諸国やインドと共同で検討し、効率的な事業実施に繋げる。

「アジア・ゲートウェイ構想」（抄）

・アジア全体を視野に入れた企業のサプライチェーン構築にあたってのボトルネック解消のため、アセアンの広域物流網の整備や(中略)インドの港湾・鉄道等のインフラ整備(中略)への支援を推進。



○ 日ASEAN物流分野人材育成事業【新規】

（国際業務室）

要求額 24百万円

日系進出企業の国際競争力向上や ASEAN の経済発展のため、ASEAN の物流において課題となっている荷物の遅れや荷傷み、誤配、盗難などを改善し、多数進出している日系企業が求めるジャスト・イン・タイム等の高度な対応を可能とする。

<内 容>

急増する ASEAN の物流をスムーズに捌くため、現地物流事業者、物流関係行政官、物流協会幹部を対象としてセミナー・ワークショップを実施し、各々の能力を高め、相乗効果によって ASEAN 物流の質を向上させる。

(2) 建設業の国際展開の支援

○ 我が国建設業の国際競争力強化経費【拡充】

＜一部重点施策推進要望＞ （国際建設室）

要求額 122 百万円

我が国建設業の国際展開を推進するため、昨年度からの取組みに加え、最近の課題に即応した我が国建設業の体質強化を力強く推進する。

＜内 容＞

海外進出に意欲的な地方・中小建設企業の海外進出支援をモデル事業として実施することにより、海外進出の具体的な事例を提供し、地方・中小建設企業の海外進出を促進する。また、二国間・多国間の建設環境カンファレンス等を開催することにより、我が国建設業の優れた環境・省エネ建設技術の普及を図るとともに、途上国における環境問題に貢献する。このほか、昨年度からの国際競争力強化の取組み（基礎体力の向上）を行う。

我が国建設業の国際競争力強化

～経済成長戦略大綱（平成18年7月6日 財政・経済一体改革会議）～

海外の基盤整備にも貢献する建設業について、その特徴、高い技術力・ノウハウ等の強みをいかした国際展開に向けた取組を支援する。

～経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日 閣議決定）～

日本経済のオープン化を促進することが必要である。日本は、世界市場に積極的に参入し、グローバル化の恩恵を享受し得る経済システムを構築する以外に道はない。グローバル化の進展は驚異でもあるが、成長力を高める絶好の機会でもある。

人類全体の課題である地球環境保全については、優れた環境技術を持つ我が国が全世界的な枠組みの構築に貢献していくことが求められている。

○ 昨年度からの国際競争力強化の取組み（基礎体力の向上）に加え、最近の課題に即応した我が国建設業の体質強化を力強く推進。

事業領域の拡大と優れた環境技術の活用

1. 地方中小建設企業の海外進出支援

地方中小建設企業の海外進出に特化したモデル事業による支援

(1) 地方中小建設・海外進出モデル事業

- ・ビジネス・プラン作成や市場調査等の支援
- ・モデル的な取組みとしての事例集を作成
- ・ビジネス・マッチングや意見交換会の開催等の支援
- ・海外ビジネスのノウハウ等についての相談会の開催等を支援

(2) 建設日本大賞の創設

2. 環境・省エネ建設技術の普及促進

環境＆省エネ技術に焦点を当てた支援

- (1) 二国間・建設環境カンファレンスの開催
- (2) 多国間・国際建設環境シンポジウムの開催



PPP/PFI事業の実施促進
我が国建設業者の新たな事業展開の確立
地球環境保全／国際貢献

○ 途上国における日本ブランドによる官民協働型インフラ整備推進事業
【拡充】（国際建設室）

要求額 60百万円

我が国建設業の海外展開を図ると共に大幅に不足している途上国のインフラ整備を促進するため、日本の優れた建設技術、維持管理・運営体制及び資金調達を最適に組み合わせたインフラ整備プロジェクトを官民が連携して提案し、途上国における官民協働型インフラ整備事業を推進する。

<内 容>

平成 18 年 7 月の財政・経済一体改革会議で決定され、本年 6 月に改定された「経済成長戦略大綱」に基づき、平成 19 年度に引き続き、途上国において官民協働型インフラ整備事業の案件形成を実施し、企画、整備、維持管理・運営、資金調達手法等を一連のパッケージとした日本ブランドの浸透を図る。さらに、民間ベースでの案件形成の広がりを一層促進するため、官民の連携のもと PPP 事業の展開支援のための体制強化に向けた検討を実施する。

建設業の海外展開の推進
～PPPプロジェクトの案件形成支援の充実～

我が国建設業による海外における官民協働型インフラ整備事業の推進を図るため、海外インフラPPP事業の形成を図ると共に、海外先進事例を参考に実施推進体制の強化を図る。

現状と課題

- PPPには相手国からの情報収集ルールが無い
ため、官民連携による情報収集・共有体制の構築が必要
- 海外PPP事業は、資金調達等のリスクが大き
すぎるため、単独企業ではリスクが取りきれない
- 計画、施工、運営等の業務が分散する我が国
では単独企業が全てをカバーすることは困難

～官民協働型インフラ事業の進め方に関する懇談会～

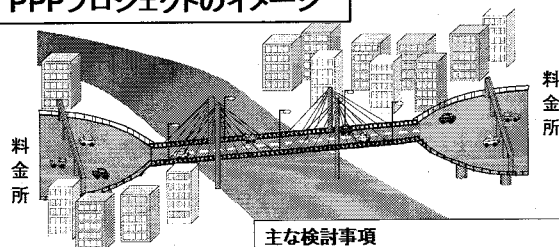
PPPプロジェクトの案件形成支援の一層の充実

- PPP案件形成を推進し、日本ブランドの浸透
を図ると共に、民間ベースの案件形成の広が
りを一層推進するための体制強化に向けた検討
を実施。

実施内容

- 海外インフラPPPパイロット事業形成事業
情報・ノウハウの不足する海外インフラPPP事業につ
いて、パイロット事業を形成し、PPP日本ブランドを構築
- 実施推進体制強化事業
途上国政府との調整等、我が国企業によるPPP事業の
海外展開支援のための体制の強化について官民連携の
もとで検討を実施

PPPプロジェクトのイメージ



主な検討事項

- 相手国法制度
- 維持管理までを考慮したコスト管理
- 利用者推計等
- 建設、維持管理・運営組織形態
- 資金調達手法

6. 少子・高齢化対策

○ バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 【拡充】(安心生活政策課)

要求額 97百万円

建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や、地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進するなど、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が平成18年12月から施行された。本法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策を推進する。

<内 容>

バリアフリー新法の普及促進を図るための施策として、「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、及び新たな制度に基づく基本構想の促進、段階的・継続的な発展(スパイラルアップ)を図るための体制を確立する等により、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進

バリアフリー新法制定のポイント

平成18年12月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)が施行。従来のハートビル法、交通バリアフリー法と比較して、強化された以下の点について、さらに施策を推進。

1. 心のバリアフリー社会の実現

ハード面での整備と併せて、国民一人ひとりが、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力していくことが極めて重要であることから、<心のバリアフリー>を国民の責務として規定。

2. スパイラルアップの考え方の導入

バリアフリー化に向けた施策の計画・検証・実行の各段階において、関係者の参画を図ることにより、持続的・段階的な発展を目指していくことが重要であることから、<スパイラルアップ>を国の責務として規定。

3. 基本構想制度の充実

より一体的・連続的な整備が図られるよう、重点整備地区の範囲の拡大、特定事業の範囲の拡大、当事者参画を促進するための協議会制度の法定化、基本構想の提案制度を新たに導入。

心のバリアフリーの推進

◎民間事業者等向けバリアフリー教育プログラムの作成【新規】
⇒ 事業者、設計者、施工者等に、バリアフリー化の必要性に対する理解を深めて貰い、当事者の意見が反映された施工・管理を進めるための教育マニュアルを踏まえた教育プログラムを作成。
◎バリアフリー教室の開催【拡充】
⇒ 従来のバリアフリーの疑似体験教室に加えて、19年度に作成する子ども向けバリアフリープログラムをもとに出前講座を実施。
◎バリアフリーリーダーの育成【継続】

スパイラルアップのための体制の確立に向けた施策

◎バリアフリー技術規格調査研究
⇒ ☆知的、精神及び発達障害者等に対応した施策整備等に係る調査研究【継続】
☆公共交通機関における視覚障害者の誘導に係る安全性・利便性の調査研究【新規】
☆既存施設のバリアフリー化促進のための改修マニュアル策定調査研究【新規】
◎紛争解決に係る知識・情報の共有【継続】
◎バリアフリーネットワーク会議等の開催【継続】

基本構想策定促進施策

◎バリアフリープロモーター派遣【拡充】
◎基本構想策定促進セミナー開催【拡充】
⇒ 従来のプロモーター派遣、セミナーを拡充し、19年度に作成する基本構想策定促進マニュアルをもとに、全国各地でセミナーを開催する等、強力に推進していく。

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー社会の実現

○ 国土交通行政における総合的な少子化対策の促進 【新規】
(安心生活政策課)

要求額 20百万円

少子化対策は、「基本方針 2007」において国や社会の存立基盤に関わる最重要課題の一つとされ、政府全体で取組が強化されている。平成19年中には内閣府の少子化社会対策会議で重点戦略が策定されることとなっており、これらを踏まえ、全国的な情報収集や個別施策の総点検等を実施し、国土交通行政における総合的な少子化対策の促進を図る。

<内 容>

子供、子供連れの方、妊産婦などの利用者の視点に立ち、生活空間における危険箇所（潜在化しているものを含めて）に関する全国的な情報収集と分析を実施するとともに、子育て支援を行っているNPO等と連携し、子供の成育環境の視点から国土交通省の個別施策の総点検を実施し、現在の施策（基準やガイドライン等）への反映を行う。

これにより、子供、子供連れの方、妊産婦などが、安全・安心に暮らせる社会を全国で実現することを目指す。

国土交通行政における総合的な少子化対策の促進

背 景

- ・六本木ヒルズの回転ドアの死亡事故など、近年、子ども、子ども連れの方などが巻き込まれる事故が発生。
- ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年末、少子化社会対策会議決定予定）において、多様なライフスタイル（ワーク・ライフ・バランス等）に対応した政府の取組みの必要性に言及する予定。
- ・現在の子どもの危機的状況の要因は、「遊び環境」を中心とした子どもの成育環境の悪化による、遊び・自然体験など多様な体験や家庭・学校・地域でのコミュニケーションの不足が主因と日本学術会議で指摘。

少子化対策施策の充実

- ・六本木ヒルズの回転ドアでの死亡事故に代表される、生活空間（公共交通機関、住宅、建築物、道路、公園など）における危険性に関する総合的な情報収集・分析・フィードバックの仕組みづくりと早急かつ包括的な改善が課題。
- ・男性の育児参加を含む新たなライフスタイルへの対応や、身近な公園・道路・河川などの連続した「遊び環境」の確保など、子どもの成育環境の視点を踏まえた生活空間のあり方について、具体的ニーズを把握し、的確に施策に反映させる必要がある。

少子化対策に係る調査研究

- ◎子どもの安全・安心の確保の視点からの国土交通施策の改善に関する調査研究【新規】
 - ・子ども、子ども連れの方、妊産婦などの利用にあたって、生活空間における危険箇所（潜在化しているものを含めて）に関する全国的な情報収集（アンケート等）・分析を行う。
 - ◎子どもの成育環境の向上の視点からの国土交通施策の重点的な推進に関する調査研究【新規】
 - ・現在の子どもの危機的状況の主因と指摘されている、子どもの成育環境の悪化に関して、成育環境の視点から国土交通省の個別施策を総点検（全国的なアンケート・事例収集等）し、施策連携の新たな戦略の構築を行う。
- （具体的施策の検討：2年目）⇒現在の基準やガイドライン、及び外面の施策への反映の検討

多様なライフスタイルを尊重し、国民がより豊かに安心して暮らすことができる社会の実現

7. 安全・安心の確保

○ 飲酒運転根絶に向けた公共交通活用策【新規】(総務課交通安全対策室)

要求額 19百万円

飲酒運転による重大事故の続発等を受け、深夜バスや乗合タクシーの運行などの夜間飲食客による公共交通等活用策の普及・定着化を図ることにより、飲酒運転の根絶を図る。

<内 容>

深夜の飲食客らの足の確保等を目的として新たな輸送サービスの提供を構想している地域において、自治体、交通事業者、飲食業者、地域住民などが協力して実施する社会実験に対して、利用者ニーズ把握のための調査の実施等の支援を行う。

○ 先端ICTを活用した安全・安心な交通システムの開発【新規】 (技術安全課)

要求額 47百万円

公共交通機関における障害物との接触・衝突事故及び港湾・空港施設等における制限区域への不審者の侵入を未然に防止するための安全・安心な交通システムの開発を推進する。

<内 容>

小型・軽量のミリ波レーダーシステムからの情報を赤外線カメラ等と融合させ、障害物等の情報を運転者(監視者)に見やすい形で提供するとともに、回避経路等を提示する監視支援システムの開発を行う。

○ 災害時における公共交通情報システムの整備【拡充】

(技術安全課、情報政策課企画室)

要求額 40百万円

災害・事故等発生時において、公共交通機関に運行（航）障害が発生した場合に、利用者に対して一元的かつリアルタイムに運行（航）状況を提供するシステムの整備を行う。

<内 容>

鉄道、バス、航空、旅客船といった全ての公共交通機関に関する総合的な運行（航）情報を迅速かつ正確に収集し、ホームページ、テレビ、民間の情報提供ネットワークを活用して、一元的かつリアルタイムに国民に提供するためのシステムを構築する。

○ 国土交通省行政情報システムの耐災害性強化のための整備【新規】

(行政情報化推進課)

要求額 45百万円

大規模災害発生時における行政の継続性を確保するため、国土交通省行政情報ネットワークの複層化を行う。

<内 容>

国土交通本省、地方支分部局及び外局間の通信を確保するための機器群を新たに遠隔地に設置して既存ネットワークを複層化することにより、首都直下地震発生時の危機分散を図るための情報伝達機能を確保する。

○ 社会資本ストック劣化の影響及びその表示手法に関する検討【新規】
(政策課)

要求額 21百万円

今後、増大していく社会資本の維持管理・更新需要を踏まえつつ、限られた予算の中で、国民生活への影響を最小限に抑え、効率的に社会資本を維持管理・更新していくため、社会資本ストックの劣化が国民生活に与える影響を把握するとともに、その程度を評価・表示する手法について検討する。

<内 容>

社会資本ストックの維持管理・更新に適切に対応しなかったことにより、社会資本ストックの劣化等の影響が顕在化した経験のある諸外国について、その影響の内容及び当該影響の表示手法について実例を調査、分析し、その結果をもとに、我が国において社会資本ストックの維持管理・更新に適切に対応できない場合の国民生活への影響を把握するとともに、その程度を客観的に評価し、かつ分かりやすく表示する手法について検討する。

社会資本ストックの劣化の影響及びその表示手法に関する検討

今後

- 厳しい財政事情
- 維持管理・更新需要の増大

を踏まえた効率的かつ効果的な社会資本整備が必要

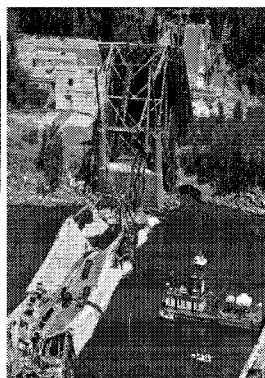
背景

○社会資本が所定の効果を発揮できない場合、国民生活や経済への悪影響が発生

海外事例の調査

社会資本の不十分な維持管理・更新がもたらす国民生活への影響の調査

上記影響の評価及び表示手法の調査



米・ミネソタ橋の落橋
(2007年)

我が国における国民生活への影響の表示手法の検討

我が国において、社会資本の適切な維持管理・更新ができなかった場合の国民生活への影響の把握

国民生活への影響の評価手法及び国民にわかりやすい表示手法の検討

○ 災害復旧のための建設機械の調達支援ネットワーク形成促進【新規】
(建設施工企画課)

要求額 5 2 百万円

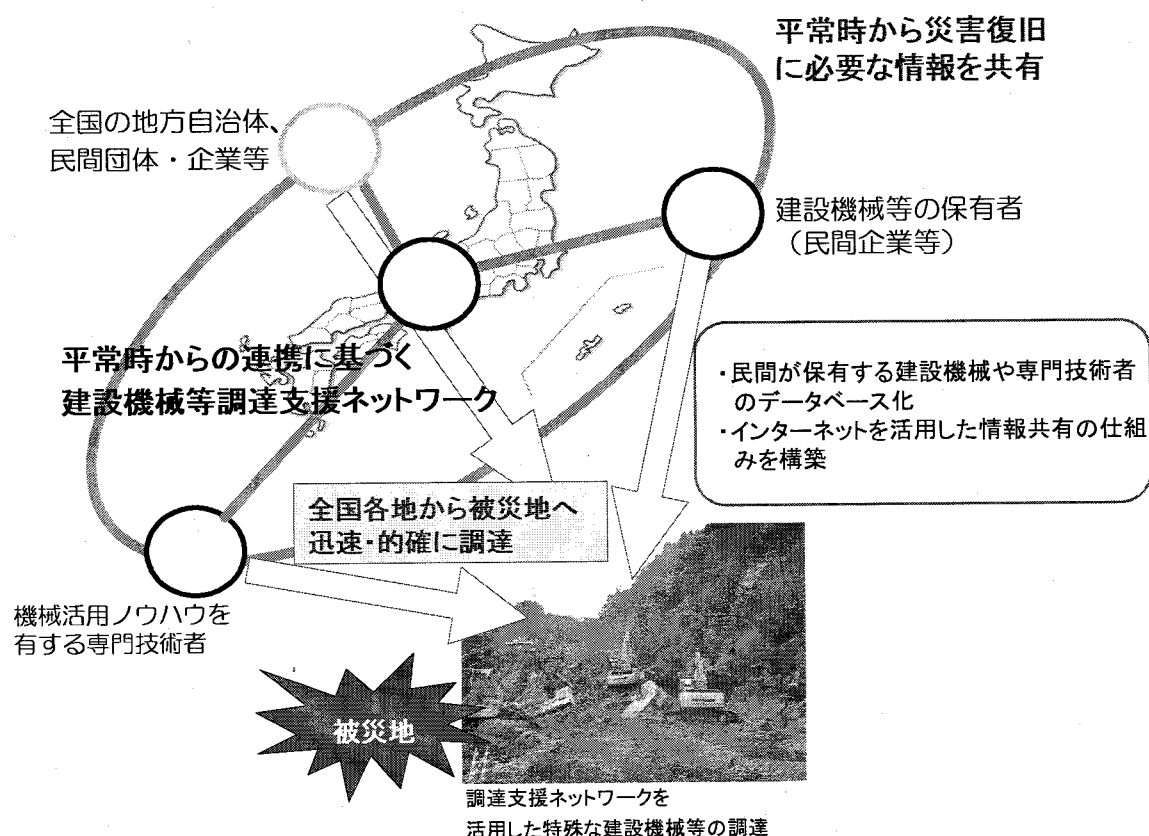
大規模災害に見舞われた被災地の迅速かつ的確な災害復旧を支援するため、地方自治体や民間団体・企業等と連携し、民間企業等が保有する特殊建設機械や専門技術者の調達を支援する全国規模のネットワークを構築する。

<内 容>

大規模災害での復旧機能を強化するため、平常時から民間企業等が保有する特殊建設機械や専門技術者をデータベース化することにより、これらの所在情報や活用ノウハウについて、全国規模での情報共有を推進するとともに、専門技術者に対し災害復旧に関するノウハウの周知、啓発を行う。

さらに災害発生時には、被災地の要請に応え、地方自治体や民間企業等と協力連携し、必要な建設機械や専門技術者の調達を全国から支援する仕組みを構築する。

災害復旧のための建設機械の調達支援ネットワーク



8. 海洋立国の実現

○ 新たな海洋政策（海洋立国）の実現

（海洋政策課）

要求額 36百万円

海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、海上輸送の確保、海洋の安全の確保など、政府が一体となって海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「海洋基本法」が平成19年7月から施行された。総合政策局においても、本法の施行を踏まえ、四面環海の我が国における新たな海洋政策（海洋立国）を着実に実現するための施策を推進する。

<内 容>

① 無人の国境離島の保全・利活用の推進【新規】 要求額 20百万円

無人の国境離島は、領海及び排他的経済水域（EEZ）等を含めた国土保全の観点から、さらには海上交通の中継点や避難場所、外洋警備や救難の拠点、海洋観測や海洋開発の足場として重要であることから、海洋権益を確保する観点から無人の国境離島への必要な諸施策及び諸活動を支える拠点のあり方と必要な対応方策の調査検討を行う。

② 効果的、効率的な海洋情報の収集・分析の推進【拡充】

要求額 8百万円

海洋・沿岸域を適切に管理するために必要不可欠である我が国の領海、排他的経済水域（EEZ）、大陸棚における海上交通、気象海象、海洋環境等に関する海洋情報を常時収集し、効果的、効率的に分析する体制を構築するため、各種海洋情報の収集のあり方、各機関が収集した海洋情報のデータ交換・利活用のあり方等の検討を行う。

③ 領海及び排他的経済水域（EEZ）における海洋環境の保全の推進【拡充】

要求額 8百万円

船舶から排出される油、有害液体物質、硫黄酸化物（SO_x）等による海洋汚染及び大気汚染の防止による海洋生物やサンゴ礁などの海洋環境を保全するため、我が国の領海及び排他的経済水域（EEZ）における国連海洋法条約に基づく特別敏感海域及び海洋汚染防止条約（マルポール条約）に基づく特定海域の設定に向けた調査検討を行う。

◇ 建設機械整備事業

※ 特別会計計上予算（道路・治水）

○ 建設機械施工の高度化推進

（建設施工企画課）

要求額（事業費） 19, 116 百万円

うち道路 15, 896 百万円、治水 3, 220 百万円

（国 費） 12, 676 百万円

うち道路 10, 844 百万円、治水 1, 832 百万円

社会資本のより効率的な整備を進めるため、災害時の迅速な対応、品質の確保などを考慮しつつ、建設機械施工の高度化を推進する。

<内 容>

① 建設機械整備の推進

国が管理する河川及び道路における維持管理業務、災害対応等のための建設機械を整備する。災害対応においては、広域的な防災体制の構築に必要な災害対策用機械の導入を推進する。

冬期道路交通の確保を図るため、「雪寒法」に基づく除雪機械の整備（地方公共団体への補助を含む。）を推進する。

② 技術開発の推進

建設事業における施工の効率化、省力化、安全性向上等を図るため、建設機械と施工の改善に関する調査、技術開発を推進する。

災害対策用機械



災害時の排水状況

除雪用機械



冬期の除雪状況

◇ 次期「社会資本整備重点計画」の策定

- ・社会資本整備重点計画は、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、
 - ①社会資本整備事業によって実現すべき目標を明確に示す
 - ②目標達成のために実施すべき社会資本整備事業の概要を示す
 - ③社会資本整備を効果的かつ効率的に実施するための取組を示す
- 5カ年の計画（現行重点計画は平成15～19年度が計画期間）。
- ・平成20～24年度を計画期間とする次期「社会資本整備重点計画」を策定する。

社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会とりまとめの方向性

○現行重点計画からの見直しのポイント

- ①成長力の強化と地域の自立・活性化に向け、「活力」をより重視
- ②老朽化した社会資本ストックの増加に対応し、維持管理や更新を重視
- ③概ね10年後までに概成させる事業を明確化し、重点化をさらに進める
- ④指標の改善等により重点計画の分かりやすさをさらに向上させる

○次期重点計画の具体的な改善内容

- ①将来（概ね10年後）の経済社会の具体的な姿の提示
- ②重点目標分野を「活力」、「安全」、「暮らし・環境」に整理
新たに維持管理や更新などの「横断的な政策課題」を創設
- ③新たな重点目標を追加
（ 「ハード対策と一体となったソフト対策による被害の軽減」 等 ）
- ④緊急性を有する事業の明確化
- ⑤分かりやすい身近な指標への改善
（ 「事業や施設間での連携による横断的指標の充実」 等 ）
- ⑥重点的、効果的かつ効率的な整備に向けた取組の充実
（ ・ VFM（Value for Money）最大化に向けたコストの縮減
・ 入札・契約の透明性・競争性の向上等公共調達改革 等 ）

○国土形成計画の実現に向けた社会資本整備重点計画の推進

- ①国土計画と「車の両輪」としての社会資本整備
- ②地方ブロックの社会資本の重点整備方針の充実・強化

※上記の内容は、今後の策定作業の過程で変更する場合がある。

Ⅲ. 平成20年度総合政策局関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

	国 費		
	20年度 要 求 額 (A)	前年度 予 算 額 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
1. 主要事項	14,824	7,755	1.91
(1) 地域の活性化	3,780	731	5.17
(2) 観光立国の推進	5,641	3,798	1.49
(3) 建設流通システムの一体的な振興	3,114	1,736	1.79
(4) 環境問題への対応	492	258	1.91
(5) 我が国の国際競争力の強化	789	538	1.47
①物流の円滑化	195	106	1.84
②建設業の国際展開の支援	594	432	1.38
(6) 少子・高齢化対策	117	95	1.23
(7) 安全・安心の確保	296	167	1.77
(8) 海洋立国の実現	73	49	1.49
2. その他の行政経費	6,551	6,405	1.02
合 計	20,855	13,777	1.51

(この冊子は、再生紙を使用しています。)